

改正

平成 19 年 3 月 30 日 訓令第 3 号
平成 29 年 3 月 23 日 訓令第 1 号

平成 23 年 6 月 1 日 訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務の執行に関し必要な事項を定めることにより、明確な責任の下に合理的かつ能率的な事務の処理を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時、会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 会計管理者又は専決する者が、出張、病気その他の理由により決裁できない状態（以下「不在」という。）にあるときに、これらの者に代わって決裁することをいう。

(専決及び代決の効力)

第 3 条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、会計管理者の決裁と同一の効力を有するものとする。

(会計管理者の決裁を要する事項)

第 4 条 次条に規定する専決事項以外の事務は、すべて会計管理者の決裁を受けなければならない。

(総務課長の専決事項)

第 5 条 総務課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、光熱水費、電話料、郵便料、償還金利息及び割引料の支出負担行為の確認並びに支出命令の審査に関する事。
- (2) 前号に掲げるもののほか、1 件 500,000 円未満の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事。
- (3) 藤井寺市柏原市学校給食組合事務専決規程（昭和 6 1 年藤井寺市柏原市学校給食組合規定第 1 号）別表第 1 から別表第 4 に規定する総務課長が専決できる事項に関する事。
- (4) 物品の出納及び保管に関する事。
- (5) 調定及び収入に関する事。
- (6) 前各号に定めるもののほか、定例的又は簡易な事項に関する事。

(専決に係る疑義)

第 6 条 前条に規定する専決事項のうち、疑義のある場合においては、上司がこれを決定する。

(専決に係る報告)

第7条 総務課長は、必要があると認められるとき又は上司から報告を求められたときは、その専決した事項を上司に報告しなければならない。

(会計管理者の決裁事項の代決)

第8条 会計管理者の決裁を受けるべき事項について、会計管理者が不在のときは、総務課長がその事項を代決することができる。

(総務課長の専決事項の代決)

第9条 総務課長の専決できる事項について、総務課長が不在の場合は、課長代理を置くときは課長代理が、課長代理も不在のとき又は課長代理を置かないときは総務係長が、その事項を代決することができる。

(代決のできる事項)

第10条 第8条及び第9条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた事項または緊急に処理しなければならない事項に限るものとする。

2 前項に規定する代決をする場合において、事の重要又は異例に係るもの若しくは疑義のあるものについては、あらかじめ処理の方法を指示されたものを除くほか、代決することができない。

(後閲)

第11条 代決した事項については、速やかに上司に報告し、又は関係文書の閲覧に供しなければならない。ただし、上司から指定を受けた事項については、この限りではない。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第3号)

(施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、改正前の題名及び本則の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成23年6月1日訓令第2号)

この規程は、令達の日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日訓令第1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。